

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 若者の消費者トラブル対策事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境エネルギー生活部 県民生活課 消費生活安全係 電話番号：058-272-1111(内3018)

E-mail : c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 700 千円 (前年度予算額： 1,389 千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 入	寄 附 金	そ の 他	県 債
前年度	1,389	694	0	0	0	0	0	0
要求額	700	350	0	0	0	0	0	350
決定額								

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- 若者は社会経験の乏しさ等から、悪質商法の標的とされることが多く、特に契約の未成年者取消権を行使できなくなる成年となった直後に、消費者トラブルが急増している。
- 令和4年4月に成年年齢が引下げられたことに伴い、若者の消費者被害の低年齢化が懸念される。
- そこで、消費者として必要な、正しい知識や能力を身に付け、消費者トラブルや消費者事故を未然に防ぐ力、解決する力を身に付けるため、若者が被害に遭いやすい消費者トラブルの対処方法や消費生活相談窓口（消費者ホットライン）を周知することが重要である。
- 若者に対する消費者トラブル対策は喫緊の課題であり、消費生活相談につなげる取組みや悪質商法に関する啓発活動を積極的かつ効果的に実施していく必要がある。

(2) 事業内容

○若年層向け消費者被害防止に関するデジタル広告

- 消費者トラブルの被害防止、消費者ホットラインの周知等に関するデジタル広告を、若年層をターゲットとしてスマートフォン等に配信する。

(3) 県負担・補助率の考え方

国負担 1／2

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	700	デジタル広告費
合計	700	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり

(2) 安らかに暮らせる地域

5 犯罪・交通事故防止の推進

【岐阜県消費者施策推進指針2025】

施策の柱1 主体性のある消費者の育成

(2) 国・他県の状況

消費者教育推進法の施行（平成24年12月）を受け、国及び他県においても消費者教育を推進

(3) 後年度の財政負担

事業の継続性について必要な検討を実施する。

事 業 評 價 調 書 (県単独補助金除く)

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

若者が被害に遭いやすい消費者トラブルの対処方法や消費生活相談窓口を周知することにより、消費者として必要な、正しい知識や能力を養い、消費者トラブルや消費者事故の未然防止に繋げる。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R9)	達成率
①若年者（15～19歳）の消費者ホットライン188の認知度		53. 0%	55. 8%	57. 9%	60%	-

※令和4年度は、国において調査が実施されなかったため統計値なし。

○指標を設定することができない場合の理由

(これまでの取組内容と成果)

令 和 4 年 度	若年者をターゲットに、若者が被害に遭いやすい消費者トラブル、消費者ホットラインの周知に関するSNS広告等のインターネット広告を配信し、若年者への注意喚起、相談窓口の周知を図ることができた。
	指標① 目標：45. 0% 実績： - 達成率： - %
令 和 5 年 度	若年者をターゲットに、若者が被害に遭いやすい消費者トラブル、消費者ホットラインの周知に関するSNS広告等のインターネット広告を配信し、若年者への注意喚起、相談窓口の周知を図ることができた。
	指標① 目標：47. 5% 実績：51. 6% 達成率：108. 6 %
令 和 6 年 度	若年者をターゲットに、若者が被害に遭いやすい消費者トラブル、消費者ホットラインの周知に関するSNS広告等のインターネット広告を配信し、若年者への注意喚起、相談窓口の周知を図ることができた。
	指標① 目標：50. 0% 実績： 53. 0% 達成率： 106. 0%

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 3	若者が被害に遭いやすい消費者トラブルの未然防止と被害の救済につながる事業であるため、必要性が高い。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	
3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	悪質商法の手口と対処方法を理解し、トラブルに巻き込まれることを防ぐとともに、困ったときの相談先を知っていれば、問題を早期に解決することが可能となる。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	
2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 2	若年者にターゲットを絞り、若年者の利用率が高いデジタル媒体を活用して、より効果的な周知を行っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

日々変化する消費者トラブルの状況に注視し、啓発内容が陳腐化することがないように対応していく必要がある。学生の行動範囲を把握し、より効果的な啓発方法を検討していく必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか
若者の消費者被害を未然に防止するため、継続して啓発を行っていく必要がある。若者に対してより効果的な、デジタル媒体を活用した啓発及び、大学生協と連携した啓発を実施していく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	